

洋上救急事業の発生状況

洋上救急センター事務局

わが国周辺海域における傷病船員の救助と船員福祉のため、昭和60年10月に洋上救急事業が開始されましたが、平成19年度末までに646件の事案に対応しております。

発生状況等は、表-1のとおりで、傷病者674名に対しまして医師804名、看護師416名が出動し診察や治療を行っております。

また、事案に対応した救助勢力の活動実績は海上保安庁の巡視船468隻、ヘリコプター等航空機804機、特殊救難隊員等（潜水士、機動救難士等を含む。）の特殊技能者359名、自衛隊の航空機196機となっております。

洋上救急事業には、社会保険庁や各諸団体からの資金援助と医療機関、医師・看護師、海上保安庁や自衛隊の救助勢力の全面的な支援を受け、事故もなく円滑に遂行されております。

平成19年度において500海里以遠の遠距離で発生した洋上救急事案は3件で、概要は次のとおりです。

表-1 洋上救急の発生状況（昭和60年度～平成19年度）

項目	年度 昭和60年 ～63年	平 成																			計	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19		
発生件数	98	42	36	35	42	30	29	27	16	31	30	32	23	18	24	23	37	31	16	26	646	
傷病者	101	47	36	36	45	35	29	28	16	31	30	32	23	18	24	28	41	31	16	27	674	
医師等 (看護師の再掲)	193	71	63	65	77	60	54	53	33	53	52	60	50	36	46	50	68	54	31	51	1,220	
	71	24	22	26	28	21	19	22	10	17	16	23	17	13	14	15	12	17	12	17	416	
海上保安庁	巡視船	98	34	30	24	25	16	13	24	11	23	11	23	16	13	11	14	28	19	16	19	468
	航空機	120	55	52	47	65	34	29	35	18	35	30	21	24	16	34	30	60	43	25	31	804
	特救隊等	29	18	20	14	20	22	18	17	15	12	20	12	10	11	10	18	25	25	17	26	359
自衛隊機	23	12	2	5	**	4	7	6	4	7	10	19	16	10	13	13	10	12	3	20	196	
民間船	1	**	**	**	1	**	1	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	3		

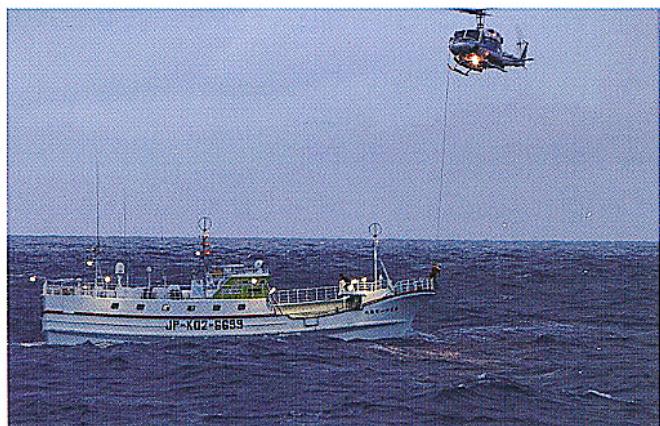
主の了解のもと両件共に同じ病院及び救助機関の出動となつた。海上保安庁は、巡視船「みづほ」を発動させるとともに、羽田航空基地のヘリ（MH八〇五）で医師・看護師を「みづほ」に搬送させた。

翌日海が穏やかになり、患者が緊急を要するため海上自衛隊に災害派遣を要請。

海上自衛隊の飛行艇（USL-A）は医師二名を同乗させ厚木基地を出発、該船付近の洋上に着水し、患者二名を機内に収容した。機内で医師による治療をしつつ厚木基地に患者を搬送。患者は救急車に引き継がれた。巡視船「みづほ」は患者が飛行艇（USL-A）に収容されたのを受け洋上救急の手配を解除した。

◆一・二件目

平成十九年十一月、金華山の東北東約五六六海里で、マグロ延縄漁船の乗組員一名が揚網作業中に右下腹部が痛み出し医療助言を受け、船主から洋上救急の要請があつた。また同時刻頃、金華山灯台の東北東約六一三海里でマグロ延縄漁船の乗組員一名が多量の鼻血のため貧血状態となり、医療助言を受け、船主から洋上救急の要請があつた。両方が洋上救急



洋上での患者吊上げ

◆二・三件目

平成十九年三月、金華山灯台の東南東約六九三海里で自動車運搬船の乗組員一名が塗装作業中に過換気症候群のため呼吸困難となり倒れたため船主から洋上救急の要請があつた。海上保安庁は巡視船

を要請した時刻及び海域が近いため両船主の了解のもと両件共に同じ病院及び救助機関の出動となつた。海上保安庁は、巡視船「みづほ」を発動させるとともに、羽田航空基地のヘリ（MH八〇五）で医師・看護師を「みづほ」に搬送させた。

翌日海が穏やかになり、患者が緊急を要するため海上自衛隊に災害派遣を要請。

「つがる」の乗船医師の医療助言を受けた結果、該船の船長から洋上救急の手配を解除した。

取消す旨の連絡があり、洋上救急の手配を解除した。



ヘリ機内での患者の医療治療